

福岡大学学科履修規程

第1章 総 則

第1条 卒業資格を得るための履修は、学則第31条から第34条までの規定及びこの履修規程の定めるところによる。

第2章 科目の履修

第2条 (抜粋)

2 法学部 (法律学科、経営法学科) の学生は、次の単位を修得しなければならない。(学則第34条参照)

令和6年度入学生 (JJ24台) 法学部 法律学科

《卒業要件》

(1) 共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計12単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上	
	外国語科目	自然科学…………… 4 単位以上	計72単位以上
		総合系列科目	
	保健体育科目	学修基盤科目	計24単位以上
		第1外国語…………… 8 単位以上	
	単位互換科目	第2外国語…………… 4 単位以上	計72単位以上
		必修科目…………… 8 単位	
(2) 専門教育科目	自コース科目※1	選択必修科目……………14単位以上	計72単位以上
		他コース科目※2	
(3) 自由履修単位	共通教育科目	選択科目	計24単位以上
		専門教育科目	
	関連教育科目		

総計124単位以上

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

※イメージ図

- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和6年度入学生（JJ24台）法学部 法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

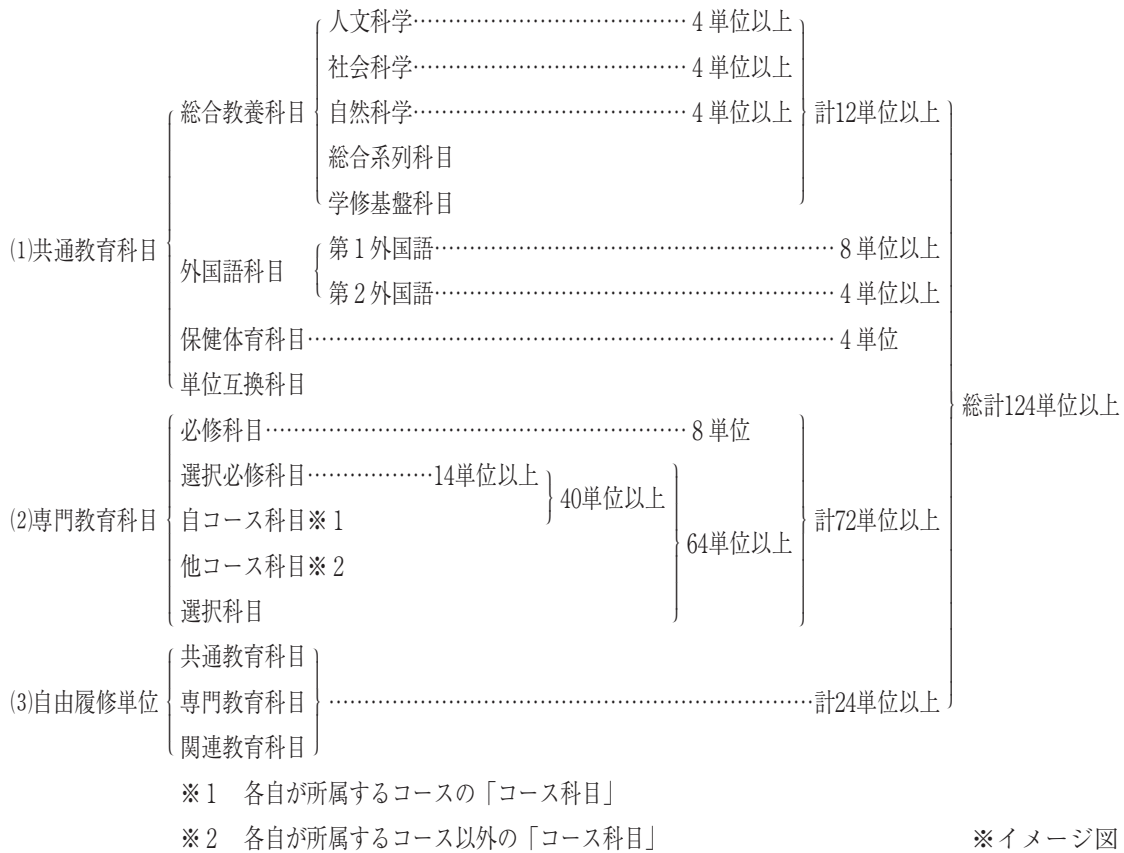
※印は必修

		第1・2・3・4年次													
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位					
共通教育科目	人文科学	哲学	理学	A	2	哲学	理学	B	2	論理	教養	学	B	2	
		日西	史	A	2	日西	史	B	2	東日	文	学	B	2	
	社会科学	法経社	学	A	2	法経社	学	B	2	政商	学	A	2	政	B
		教育	学	A	2	教育	学	B	2	教地	学	A	2	地	B
	自然科学	物理	学	A	2	物理	学	B	2	統	学	A	2	物	B
地球		学	A	2	地球	学	B	2	計	学	A	2	理	B	
総合系列 学修基礎 科目	福岡大学で考える現代社会		2												
専門教育科目	必修科目	憲法	法	I	2										
		民法	法	II	2										
	選択必修科目	債権	法	I	2	債権	法	II	2	憲法	特	講	II	4	
		物権	法	I	2	物権	法	II	2	民法	特	講	III	4	
		刑罰	法	I	2	刑罰	法	II	2	刑事	特	講	II	4	
コース科目	法律総合コース	憲法	法	III	2	債権	法	III	2	演習	法	I	A	2	
	公共法務コース	憲法	法	III	2	行政	法	II	2	税	法	I	B	2	
	総合政策コース	行政	法	I	4	行地	政	II	4	都	市	政	B	2	
選択科目	公共政策概論	情	A	2	報	理	B	2	日	本	法	史	II	4	
	アメリカ法セミナー	情	B	2	報	理	B	2	日	本	法	史	III	4	
関連教育科目	他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目														

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和5年度入学生（JJ23台）法学部 法律学科

《卒業要件》



- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和5年度入学生（JJ23台）法学部 法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

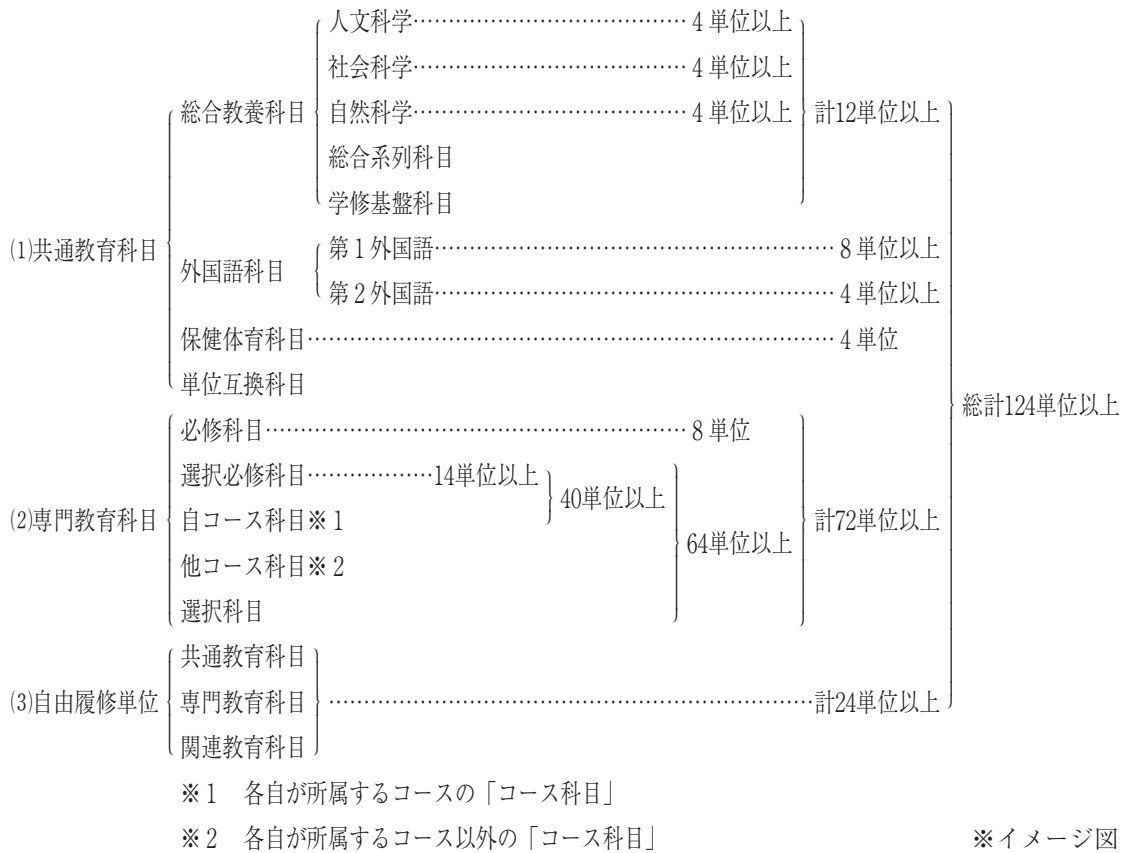
※印は必修

		第1・2・3・4年次												
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	
共通教育科目	人文科学	哲学	理学	A	2	哲学	理学	B	2	論理	教養	学	B	2
		日西	史	A	2	日西	史	B	2	東	東	日	B	2
		人	文	A	2	人	文	B	2	文	文	文	B	2
		西	文	A	2	西	文	B	2	文	文	文	B	2
	社会科学	法経社	学	A	2	法経社	学	B	2	政商	治	学	B	2
自然科学	教育	学	A	2	教育	学	B	2	化	計	人	B	2	
	新	理	A	2	新	理	B	2	統	計	人	B	2	
総合系列	福岡大学で考える現代社会		2											
学修	[データサイエンス・AI入門]		2											
専門教育科目	必修科目	憲法	法	I	2									
		民法	法	II	2									
	選択必修科目	債権	法	I	2	債権	法	II	2	憲法	特	講	II	4
		物権	法	I	2	物権	法	II	2	民法	特	講	III	4
		刑罰	法	I	2	刑罰	法	II	2	刑事	特	講	II	4
コース科目	法律総合コース	憲法	法	III	2	債権	法	III	2	演習	法	I	A	2
	公共法務コース	憲法	法	III	2	行政	法	II	2	演習	法	I	B	2
	総合政策コース	行政	法	I	4	行政	法	II	4	演習	法	I	B	2
選択科目	公共政策概論	公	A	2	情報	理	A	2	日西	法	史	4	4	
	アメリカ法セミナー	公	A	2	情報	理	A	2	日西	法	史	4	4	
関連教育科目	他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目													

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

令和4年度入学生（JJ22台）法学部 法律学科

《卒業要件》



※イメージ図

- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和4年度入学生（JJ22台）法学部 法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次										
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位		
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学	理学	文学	A	2	哲学	理学	文学	B	2
			倫理	西洋	史学	A	2	倫理	西洋	史学	B	2
		社会科学	法経社	済会	学学	A	2	法経社	済会	学学	B	2
			教育	の原理	・課程論	A	2	教育	の原理	・課程論	B	2
	自然科学	物理学	の	世界	学	A	2	物理学	の	世界	B	2
総合系科目	地球環境	学	学	A	2	地球環境	学	学	B	2		
専門教育科目	必修科目	憲法	民法	法	I	2	憲法	民法	法	I	2	
	選択必修科目	行政	裁判	学	II	2	債権	物	刑	II	2	
	法律総合コース	憲法	民法	法	III	2	債権	物	刑	III	2	
	公共法務コース	憲法	民法	法	II	2	債権	物	刑	II	2	
	総合政策コース	憲法	民法	法	I	2	債権	物	刑	I	2	
	選択科目	公共	政策	概	A	2	情報	処	理	A	2	
	関連教育科目	他大学の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目										

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) []内は、今年度休講。

令和3年度入学生（JJ21台）法学部 法律学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4単位以上	計12単位以上
		社会科学…………… 4単位以上	
		自然科学…………… 4単位以上	
		総合系列科目	
外国語科目	第1外国語…………… 8単位以上	計72単位以上	
	第2外国語…………… 4単位以上		
保健体育科目…………… 4単位			
単位互換科目			
(2)専門教育科目	必修科目…………… 8単位	計72単位以上	
	選択必修科目…………… 14単位以上		
	自コース科目※1		
	他コース科目※2		
	選択科目		
(3)自由履修単位	共通教育科目	計24単位以上	
	専門教育科目		
	関連教育科目		
※1 各自が所属するコースの「コース科目」 ※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」			総計124単位以上

- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和3年度入学生（JJ21台）法学部 法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次																					
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位													
共通教育科目	人文科学	哲学	理学	学A	2	哲学	理学	学B	2	論理	学A	2	論理	学B	2								
		日西	史学	学A	2	日西	史学	学B	2	東洋	学A	2	東洋	学B	2								
		人地	文学	学A	2	人地	文学	学B	2	本洋	学A	2	本洋	学B	2								
	社会科学	法経	学A	2	法経	学B	2	政商	学A	2	政商	学B	2	政商	学B	2							
社理		学A	2	社理	学B	2	商教	学A	2	商教	学B	2	商教	学B	2								
教育		学A	2	教育	学B	2	地文	学A	2	地文	学B	2	地文	学B	2								
自然科学	数物	学A	2	基礎	学A	2	統計	学A	2	物理	学A	2	物理	学A	2								
	新自	学A	2	自然	学A	2	生活	学A	2	地球	学A	2	地球	学A	2								
	総合	学A	2	国際	学A	2	国際	学A	2	国際	学A	2	国際	学A	2								
外国語科目	第1	※フレッシュマン	イングリッシュ	I	1	※フレッシュマン	イングリッシュ	I	1	アドバンス	イングリッシュ	I	1										
		※フレッシュマン	イングリッシュ	II	1	※フレッシュマン	イングリッシュ	II	1	アドバンス	イングリッシュ	II	1										
	第2	ド	イ	ツ	語	I	2	ド	イ	ツ	語	II	2										
		フ	ラ	ン	語	I	2	フ	ラ	ン	語	II	2										
保健体育科目	※生涯	スポーツ	演習	I	1	※生涯	スポーツ	演習	I	1													
	※生涯	スポーツ	演習	II	1																		
	単位	互換	科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目																			
専門教育科目	必修科目	憲法	民法	I	2																		
		憲法	民法	II	2																		
	選択必修科目	憲法	民法	I	2	債権	民法	I	2	憲法	民法	特講	4	〔演習	II	a〕	4						
		憲法	民法	II	2	債権	民法	II	2	憲法	民法	特講	4	演習	II	b〕	4						
		憲法	民法	III	2	債権	民法	III	2	憲法	民法	特講	4										
		憲法	民法	IV	2	債権	民法	IV	2	憲法	民法	特講	4										
		憲法	民法	V	2	債権	民法	V	2	憲法	民法	特講	4										
		憲法	民法	VI	2	債権	民法	VI	2	憲法	民法	特講	4										
		憲法	民法	VII	2	債権	民法	VII	2	憲法	民法	特講	4										
		憲法	民法	VIII	2	債権	民法	VIII	2	憲法	民法	特講	4										
法律総合コース	憲法	民法	III	2	憲法	民法	III	2	債権	民法	特講	4	演習	III	4								
	憲法	民法	IV	2	憲法	民法	IV	2	債権	民法	特講	4	演習	III	4								
	憲法	民法	V	2	憲法	民法	V	2	債権	民法	特講	4	演習	III	4								
公共法務コース	憲法	民法	III	2	憲法	民法	III	2	債権	民法	特講	4	演習	III	4								
	憲法	民法	IV	2	憲法	民法	IV	2	債権	民法	特講	4	演習	III	4								
	憲法	民法	V	2	憲法	民法	V	2	債権	民法	特講	4	演習	III	4								
総合政策コース	憲法	民法	III	2	憲法	民法	III	2	債権	民法	特講	4	演習	III	4								
	憲法	民法	IV	2	憲法	民法	IV	2	債権	民法	特講	4	演習	III	4								
	憲法	民法	V	2	憲法	民法	V	2	債権	民法	特講	4	演習	III	4								
選択科目	公共	政策	概論	2	情報	処理論	A	2	〔日	本	法	制	史	4	〔ド	イツ	法	セ	ミ	ナ	ー	II	4
	世界	外	史	4	情報	処理論	B	2	〔日	本	法	制	史	4	〔ド	イツ	法	セ	ミ	ナ	ー	II	4
	アメリカ	法	セ	ミ	ナ	ー	I	4	〔日	本	法	制	史	4	〔ド	イツ	法	セ	ミ	ナ	ー	II	4
					情報	処理論	A	2	〔日	本	法	制	史	4	〔ド	イツ	法	セ	ミ	ナ	ー	II	4
					情報	処理論	B	2	〔日	本	法	制	史	4	〔ド	イツ	法	セ	ミ	ナ	ー	II	4
					情報	処理論	A	2	〔日	本	法	制	史	4	〔ド	イツ	法	セ	ミ	ナ	ー	II	4
					情報	処理論	B	2	〔日	本	法	制	史	4	〔ド	イツ	法	セ	ミ	ナ	ー	II	4
					情報	処理論	A	2	〔日	本	法	制	史	4	〔ド	イツ	法	セ	ミ	ナ	ー	II	4
					情報	処理論	B	2	〔日	本	法	制	史	4	〔ド	イツ	法	セ	ミ	ナ	ー	II	4
					情報	処理論	A	2	〔日	本	法	制	史	4	〔ド	イツ	法	セ	ミ	ナ	ー	II	4
概説	日	本	史	2	概説	日	本	史	2														
概説	外	国	史	2	概説	外	国	史	2														
概説	社	会	学	2	概説	社	会	学	2														
概説	哲	学	2	概説	哲	学	2																
他大学の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目																							

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

令和2年度入学生（JJ20台）法学部 法律学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4単位以上	計12単位以上	
		社会科学…………… 4単位以上		
		自然科学…………… 4単位以上		
		総合系列科目		
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8単位以上	計72単位以上	
		第2外国語…………… 4単位以上		
	保健体育科目…………… 4単位		総計124単位以上	
	単位互換科目			
(2)専門教育科目	必修科目…………… 8単位	計72単位以上		
	選択必修科目…………… 14単位以上			
	自コース科目※1			40単位以上
	他コース科目※2			
	選択科目			64単位以上
(3)自由履修単位	共通教育科目	計24単位以上		
	専門教育科目……………			
	関連教育科目			

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和2年度入学生（JJ20台）法学部 法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理科学A	2	論理科学B	2
		倫理本学A	2	倫理本学B	2	宗東日西A	2	宗東日西B	2
	西洋史A	2	西洋史B	2	本洋文A	2	本洋文B	2	
	アジアの文化史A	2	アジアの文化史B	2	西文A	2	西文B	2	
社会科学	法経学A	2	法経学B	2	政治学A	2	政治学B	2	
	経済学A	2	経済学B	2	商学A	2	商学B	2	
自然科学	数理学A	2	基礎数学	2	統計学A	2	文化人類学A	2	
	新理の地球科学A	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	物理科学入門	2	
総合系列科目	地球環境	2	[生命・健康と医療]	2	国際化と日本	2	[科学・技術・情報と社会]	2	
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
		※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターメディア・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
	※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	1	※インターメディア・イングリッシュⅢ	1					
	※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	1	※インターメディア・イングリッシュⅣ	2					
第2	ドイツ語ⅠA	2	ドイツ語ⅡA	2					
	フランス語ⅠA	2	フランス語ⅡA	2					
	中国語ⅠA	2	中国語ⅡA	2					
	ロシア語ⅠA	2	ロシア語ⅡA	2					
	スペイン語ⅠA	2	スペイン語ⅡA	2					
	ベトナム語ⅠA	2	ベトナム語ⅡA	2					
	朝鮮語ⅠA	2	朝鮮語ⅡA	2					
	朝鮮語ⅠB	2	朝鮮語ⅡB	2					
保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2					
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								
専門教育科目	必修科目	憲法Ⅰ	2						
		憲法Ⅱ	2						
	民法Ⅰ	2	債権法Ⅰ	2	民法特講Ⅱ	4	[演習Ⅱ a]	4	
	民法Ⅱ	2	債権法Ⅱ	2	民法特講Ⅲ	4	[演習Ⅱ b]	4	
	民法Ⅲ	2	債権法Ⅲ	2	民法特講Ⅳ	4			
	民法Ⅳ	2	債権法Ⅳ	2	民法特講Ⅴ	4			
	民法Ⅴ	2	債権法Ⅴ	2	民法特講Ⅵ	4			
	民法Ⅵ	2	債権法Ⅵ	2	民法特講Ⅶ	4			
	民法Ⅶ	2	債権法Ⅶ	2	民法特講Ⅷ	4			
	民法Ⅷ	2	債権法Ⅷ	2	民法特講Ⅷ	4			
法律総合コース	憲法Ⅰ	2	憲法Ⅰ	2	債権法Ⅲ	2	税法ⅠA	2	
	民法Ⅰ	2	民法Ⅰ	2	債権法Ⅳ	2	税法ⅠB	2	
	民法Ⅱ	2	民法Ⅱ	2	債権法Ⅴ	2	税法ⅡA	2	
公共法務コース	憲法Ⅰ	2	憲法Ⅰ	2	債権法Ⅵ	2	税法ⅡB	2	
	民法Ⅰ	2	民法Ⅰ	2	債権法Ⅶ	2	税法ⅢA	2	
	民法Ⅱ	2	民法Ⅱ	2	債権法Ⅷ	2	税法ⅢB	2	
総合政策コース	行政法Ⅰ	4	行政法Ⅰ	4	債権法Ⅷ	2	税法ⅣA	2	
	行政法Ⅱ	4	行政法Ⅱ	4	債権法Ⅷ	2	税法ⅣB	2	
	行政法Ⅲ	4	行政法Ⅲ	4	債権法Ⅷ	2	税法ⅣC	2	
選択科目	公共政策概論	2	情報処理論A	2	[日本法制史]	4	[ドイツ法セミナーⅡ]	4	
	世界外交史	4	情報処理論B	2	[西洋法制史]	4	[フランス法セミナーⅡ]	4	
	アメリカ法セミナーⅠ	4	英米法	2	[東洋法制史]	4	[アメリカ法セミナーⅢ]	4	
			フランス法	2	近現代日本法史	2			
			キャリアプランニング	2	児童福祉論	2			
			アジア法セミナーⅠ	4	法医学	2			
			[ドイツ法セミナーⅠ]	4	警察活動の理論と実務	2			
			[フランス法セミナーⅠ]	4	特別講義	2-10			
			アメリカ法セミナーⅡ	4	[アジア法セミナーⅡ]	4			
			概説日本史	2					
		概説外国史	2						
		概説社会学	2						
関連教育科目	他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								
							大学院連携特別演習Ⅰ	4	
							大学院連携特別演習Ⅱ	4	
							卒業論文	2	

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成31年度入学生（JJ19台）法学部 法律学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計12単位以上	
		社会科学…………… 4 単位以上		
		自然科学…………… 4 単位以上		
		総合系列科目		
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	計72単位以上	
		第2外国語…………… 4 単位以上		
	保健体育科目…………… 4 単位		総計124単位以上	
	単位互換科目			
(2)専門教育科目	必修科目…………… 8 単位	40単位以上		計72単位以上
	選択必修科目…………… 14単位以上			
	自コース科目※1	64単位以上		
	他コース科目※2			
	選択科目			
(3)自由履修単位	共通教育科目	計24単位以上		
	専門教育科目			
	関連教育科目			
	※1 各自が所属するコースの「コース科目」			
	※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」			

- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

平成31年度入学生（JJ19台）法学部 法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲学史A	2	哲学史B	2	論宗東日西芸	2	論宗東日西芸	2
		西洋史A	2	西洋史B	2	本洋文	2	本洋文	2
	地学A	2	地学B	2	文芸	2	文芸	2	
	教育史A	2	教育史B	2	文芸	2	文芸	2	
社会科学	法経社A	2	法経社B	2	政商教地文	2	政商教地文	2	
	経済学A	2	経済学B	2	育理人	2	育理人	2	
自然科学	数物理A	2	数物理B	2	文化類学A	2	文化類学B	2	
	新理地A	2	新理地B	2	文入学A	2	文入学B	2	
総合系科目	地球環境	2	[生命・健康と医療]	2	国際化と日本	2	[科学・技術・情報と社会]	2	
教育科目	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア作・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
	第2	ドトフ中ロ朝	2	海外英語研修	2				
保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2					
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								
専門教育科目	必修科目	憲法民法	2						
	選択必修科目	法入総門論ミミ	2	債物刑各論Ⅰ	4	民刑憲民刑	4	[演習Ⅱa] 4	
教育科目	法律総合コース	憲法民法	2	債物刑各論Ⅱ	4	民刑憲民刑	4	[演習Ⅱb] 4	
	公共法務コース	憲法民法	2	債物刑各論Ⅲ	4	民刑憲民刑	4	[演習Ⅲ] 4	
教育科目	総合政策コース	憲法民法	2	債物刑各論Ⅳ	4	民刑憲民刑	4	[演習Ⅳ] 4	
	選択科目	公共政策概論Ⅰ	2	債物刑各論Ⅴ	4	民刑憲民刑	4	[演習Ⅴ] 4	
関連教育科目	他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成30年度入学生（JJ18台）法学部 法律学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計12単位以上	
		社会科学…………… 4 単位以上		
		自然科学…………… 4 単位以上		
		総合系列科目		
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	計72単位以上	
		第2外国語…………… 4 単位以上		
	保健体育科目…………… 4 単位		総計124単位以上	
	単位互換科目			
(2)専門教育科目	必修科目…………… 8 単位	40単位以上		計72単位以上
	選択必修科目…………… 14単位以上			
	自コース科目※1	64単位以上		
	他コース科目※2			
	選択科目			
(3)自由履修単位	共通教育科目	計24単位以上		
	専門教育科目			
	関連教育科目			
	※1 各自が所属するコースの「コース科目」			
	※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」			

- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

平成30年度入学生（JJ18台）法学部 法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理教通学A	2	論理教通学B	2
		倫理学A	2	倫理学B	2	宗本教通学A	2	宗本教通学B	2
	東洋史A	2	東洋史B	2	日西史論A	2	日西史論B	2	
	外国史論A	2	外国史論B	2	日西文芸学A	2	日西文芸学B	2	
社会科学	法政学A	2	法政学B	2	政経学A	2	政経学B	2	
	政治学A	2	政治学B	2	経商学A	2	経商学B	2	
自然科学	物理学A	2	物理学B	2	統計学A	2	統計学B	2	
	地球科学A	2	地球科学B	2	生活環境の化学	2	生活環境の生物	2	
総合科目	総合科目	2	総合科目	2	国際化と日本	2	国際化と日本	2	
教育	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
	第2	ドイツ語Ⅰ	2	ドイツ語Ⅱ	2				
保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2					
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								
専門教育	必修科目	憲法Ⅰ	2						
	選択必修科目	民法Ⅰ	4	債権総論Ⅰ	4	民法Ⅰ	4	[演習Ⅱa]	
専門教育	法律総合コース			憲法Ⅱ	2	行政法Ⅰ	4	演習Ⅲ	
	公共法務コース			民法Ⅱ	4	民法Ⅱ	4	民法Ⅱ	
専門教育	総合政策コース			行政法Ⅱ	4	行政法Ⅱ	4	行政法Ⅱ	
	選択科目	公共政策概論	2	情報処理論	4	[日本法制史]	4	[フランス法セミナーⅡ]	
関連教育科目	他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成29年度入学生（JJ17台）法学部 法律学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計12単位以上	
		社会科学…………… 4 単位以上		
		自然科学…………… 4 単位以上		
		総合系列科目		
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	計72単位以上	
		第2外国語…………… 4 単位以上		
	保健体育科目…………… 4 単位		総計124単位以上	
	単位互換科目			
(2)専門教育科目	必修科目…………… 8 単位	計72単位以上		
	選択必修科目……………14単位以上			
	自コース科目※1			40単位以上
	他コース科目※2			
	選択科目			64単位以上
(3)自由履修単位	共通教育科目	計24単位以上		
	専門教育科目……………			
	関連教育科目			

※1 各自が所属するコースの「コース科目」
 ※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

平成29年度入学生 (JJ17台) 法学部 法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目	
共通教育科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理教通学A	2	論理教通学B	2
		倫理学A	2	倫理学B	2	宗本通学A	2	宗本通学B	2
	東洋史A	2	東洋史B	2	日西通学A	2	日西通学B	2	
	外国史論A	2	外国史論B	2	日西本洋文	2	日西本洋文	2	
社会科学	法政学A	2	法政学B	2	政経学A	2	政経学B	2	
	政治学A	2	政治学B	2	経商学A	2	経商学B	2	
自然科学	物理学A	2	物理学B	2	統計学A	2	統計学B	2	
	地球科学A	2	地球科学B	2	生活環境化学	2	生活環境化学	2	
総合系列科目	総合科目	2	総合科目	2	国際化と日本	2	国際化と日本	2	
教育科目	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
	第2	ドイツ語ⅠA	2	ドイツ語ⅡA	2				
保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ		1	※生涯スポーツ論		2			
	※生涯スポーツ演習Ⅱ		1						
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								
専門教育科目	必修科目	憲法Ⅰ	2						
	選択必修科目	民法Ⅰ	4	債権総論Ⅰ	4	民法Ⅰ	4	〔演習Ⅱa〕	4
コース科目	法律総合コース			行政法Ⅰ	4	行政法Ⅰ	4	〔演習Ⅲ〕	4
	公共法務コース			憲法Ⅱ	2	憲法Ⅱ	2	〔演習Ⅱb〕	4
選択科目	総合政策コース			行政法Ⅱ	4	行政法Ⅱ	4		
	選択科目	公共政策概論	2	情報処理論	4	〔日本法制史〕	4	〔フランス法セミナーⅡ〕	4
関連教育科目	他大学の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成28年度入学生（JJ16台）法学部 法律学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計12単位以上	}	}	
		社会科学…………… 4 単位以上				
		自然科学…………… 4 単位以上				
		総合系列科目				
(1)共通教育科目	外国語科目	第1 外国語…………… 8 単位以上	計72単位以上	}	}	
		第2 外国語…………… 4 単位以上				
	保健体育科目…………… 4 単位					
	単位互換科目					
(2)専門教育科目	}	必修科目…………… 8 単位	計72単位以上	}	}	
		選択必修科目……………14単位以上				
		自コース科目※1				40単位以上
		他コース科目※2				
		選択科目				64単位以上
(3)自由履修単位	}	共通教育科目	計24単位以上	}	}	
	}	専門教育科目				
	}	関連教育科目				
		※1 各自が所属するコースの「コース科目」				
		※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」				

- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

平成28年度入学生 (JJ16台) 法学部 法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目	
共通教育科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理教通学A	2	論理教通学B	2
		倫理学A	2	倫理学B	2	宗本通学A	2	宗本通学B	2
	東洋史A	2	東洋史B	2	日西通学A	2	日西通学B	2	
	外国史論A	2	外国史論B	2	日西本洋文	2	日西本洋文	2	
社会科学	法政学A	2	法政学B	2	政経学A	2	政経学B	2	
	政治学A	2	政治学B	2	経商学A	2	経商学B	2	
自然科学	物理学A	2	物理学B	2	統計学A	2	統計学B	2	
	地球科学A	2	地球科学B	2	生活環境化学	2	生活環境化学	2	
総合科目	総合科目	2	総合科目	2	国際化と日本	2	国際化と日本	2	
育	外国語科目	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
育	外国語科目	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
		※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターメディア・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
育	外国語科目	ドクトリン	2	ドクトリン	2				
		フランス語	2	フランス語	2				
育	外国語科目	中国語	2	中国語	2				
		韓国語	2	韓国語	2				
育	外国語科目	ロシア語	2	ロシア語	2				
		ベトナム語	2	ベトナム語	2				
育	外国語科目	朝鮮語	2	朝鮮語	2				
		中国語	2	中国語	2				
育	保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2				
育	単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
専門教育科目	必修科目	憲法Ⅰ	2						
		憲法Ⅱ	2						
専門教育科目	選択必修科目	民法Ⅰ	2	債権総論Ⅰ	4	民事訴訟法Ⅰ	4	〔演習Ⅱa〕	4
		刑法Ⅰ	2	債権総論Ⅱ	4	民事訴訟法Ⅱ	4	〔演習Ⅱb〕	4
専門教育科目	法律総合コース	憲法Ⅲ	2	債権総論Ⅲ	4	民事訴訟法Ⅲ	4		
		憲法Ⅳ	2	債権総論Ⅳ	4	民事訴訟法Ⅳ	4		
専門教育科目	公共法務コース	憲法Ⅴ	2	債権総論Ⅴ	4	民事訴訟法Ⅴ	4		
		憲法Ⅵ	2	債権総論Ⅵ	4	民事訴訟法Ⅵ	4		
専門教育科目	総合政策コース	憲法Ⅶ	2	債権総論Ⅶ	4	民事訴訟法Ⅶ	4		
		憲法Ⅷ	2	債権総論Ⅷ	4	民事訴訟法Ⅷ	4		
専門教育科目	選択科目	公共政策概論	2	情報処理論	4	〔日本法制史〕	2	〔フランス法セミナーⅡ〕	4
		世界外交史	4	英米法論	2	〔西洋法制史〕	4	〔アメリカ法セミナーⅢ〕	4
専門教育科目	選択科目	アメリカ法セミナーⅠ	4	ドイツ法論	2	〔東洋法〕	4		
専門教育科目	選択科目	キャリアプランニング	2	フランス法論	2	〔ローマ法〕	4		
専門教育科目	選択科目	アジア法セミナーⅠ	4	ドイツ法論	2	〔児童福祉〕	2		
専門教育科目	選択科目	〔ドイツ法セミナーⅠ〕	4	フランス法論	2	〔法医学〕	2		
専門教育科目	選択科目	〔フランス法セミナーⅠ〕	4	警察活動の理論と実務	2	〔特別講義〕	2-10	大学院連携特別演習Ⅰ	4
専門教育科目	選択科目	アメリカ法セミナーⅡ	4	〔ドイツ法セミナーⅡ〕	4	〔アジア法セミナーⅡ〕	4	大学院連携特別演習Ⅱ	4
専門教育科目	選択科目							卒業論文	2
専門教育科目	関連教育科目	他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

令和6年度入学生（JB24台）法学部 経営法学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4単位以上	計12単位以上	}	}	
		社会科学…………… 4単位以上				
		自然科学…………… 4単位以上				
		総合系列科目 学修基盤科目				
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8単位以上	計124単位以上	}	}	
		第2外国語…………… 4単位以上				
	保健体育科目…………… 4単位					
	単位互換科目					
(2)専門教育科目	}	必修科目…………… 4単位	計72単位以上	}	}	
		選択必修科目……………14単位以上				
		自コース科目※1				40単位以上
		他コース科目※2				
		選択科目				68単位以上
(3)自由履修単位	共通教育科目	計24単位以上	}	}		
	専門教育科目					
	関連教育科目					
	※1	各自が所属するコースの「コース科目」				
	※2	各自が所属するコース以外の「コース科目」			※イメージ図	

- (注) 1. 経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和6年度入学生（JB24台）法学部 経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲倫理学A	2	哲倫理学B	2	論理科学A	2	論理科学B	2
		日西史A	2	日西史B	2	東日西文A	2	東日西文B	2
	アジアの地理学A	2	アジアの文化	2	本洋文A	2	本洋文B	2	
	西アジアの地理学A	2	西アジアの文化	2	本洋文A	2	本洋文B	2	
	自然地理学A	2	自然地理学B	2	本洋文A	2	本洋文B	2	
社会科学	法経社会学A	2	法経社会学B	2	政商教育学A	2	政商教育学B	2	
	社会教育の原理・課程論	2	社会心理学A	2	政商教育学A	2	政商教育学B	2	
自然科学	数学入門	2	基礎数学	2	統計学A	2	統計学B	2	
	物理の世界	2	自然界の物質の化学	2	生活と環境の化学	2	物理人類学	2	
総合系科目	福岡大学で考える現代社会	2	自然地理学(第3年次配当)	2	統計学A	2	物理人類学	2	
学修基盤科目	データサイエンス・AI入門	2			生活と環境の化学	2	物理人類学	2	
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
	第2	ドイ ツ 語Ⅰ A	2	ドイ ツ 語Ⅱ A	2	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ演習Ⅱ	1					
	※生涯スポーツ演習Ⅱ	1							
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								
専門教育科目	必修科目	民法入門	2			民法特講Ⅱ	4		
	選択必修科目	憲法概論Ⅰ	2	債権総論Ⅰ	2	民法特講Ⅲa	4		
国際コース	企業法コース	憲法概論Ⅱ	2	債権総論Ⅱ	2	民法特講Ⅲb	4		
	国際コース	憲法概論Ⅲ	2	債権総論Ⅲ	2	民法特講Ⅲc	4		
選択科目	政治学入門	2	政治学原論	4	民法特講Ⅲd	4			
	アメリカ法セミナーⅠ	4	政治学原論Ⅱ	4	民法特講Ⅲe	4			
関連教育科目	他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和5年度入学生（JB23台）法学部 経営法学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4単位以上	計12単位以上
		社会科学…………… 4単位以上	
		自然科学…………… 4単位以上	
		総合系列科目 学修基盤科目	
外国語科目	第1外国語…………… 8単位以上	計72単位以上	
	第2外国語…………… 4単位以上		
保健体育科目…………… 4単位			
単位互換科目			
(2)専門教育科目	必修科目…………… 4単位	計72単位以上	
	選択必修科目…………… 14単位以上		
	自コース科目※1		
	他コース科目※2		
	選択科目		
(3)自由履修単位	共通教育科目	計24単位以上	
	専門教育科目		
	関連教育科目		
			総計124単位以上
※1 各自が所属するコースの「コース科目」 ※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」			※イメージ図

- (注) 1. 経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和5年度入学生（JB23台）法学部 経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲倫理学A	2	哲倫理学B	2	論理科学A	2	論理科学B	2
		日西史A	2	日西史B	2	宗東日西文A	2	宗東日西文B	2
	アジアの文化史A	2	アジアの文化史B	2	本洋文A	2	本洋文B	2	
	地理学A	2	地理学B	2	本洋文A	2	本洋文B	2	
	西アジアの地理学A	2	西アジアの地理学B	2	本洋文A	2	本洋文B	2	
社会科学	法経社会学A	2	法経社会学B	2	政商教育学A	2	政商教育学B	2	
	社会教育の原理・課程論A	2	社会教育の原理・課程論B	2	政商教育学A	2	政商教育学B	2	
自然科学	数学入門A	2	基礎数学B	2	統計学A	2	統計学B	2	
	物理の世界A	2	自然界と物質の化学B	2	生活と環境の化学A	2	生活と環境の化学B	2	
総合系科目	福岡大学で考える現代社会	2	自然地理学(第3年次配当)	2	統計学A	2	統計学B	2	
学修基盤科目	[データサイエンス・AI入門]	2			生活と環境の化学A	2	生活と環境の化学B	2	
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
	第2	ドイ ツ 語Ⅰ A	2	ドイ ツ 語Ⅱ A	2				
保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ演習Ⅱ	1					
	※生涯スポーツ演習Ⅱ	1							
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								
専門教育科目	必修科目	民法入門	2			民法特講Ⅱ	4		
	選択必修科目	憲法Ⅰ	2	債権法Ⅰ	2	民法特講Ⅲa	4		
国際コース	企業法コース	憲法Ⅱ	2	債権法Ⅱ	2	民法特講Ⅲb	4		
	国際コース	憲法Ⅲ	2	債権法Ⅲ	2	民法特講Ⅲc	4		
選択科目	政治学入門	2	政治学原論	4	民法特講Ⅲd	4			
	アメリカ法セミナーⅠ	4	政治学原論	4	民法特講Ⅲe	4			
関連教育科目	他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

令和4年度入学生（JB22台）法学部 経営法学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学……………4単位以上	計12単位以上	}	}
		社会科学……………4単位以上			
		自然科学……………4単位以上			
		総合系列科目 学修基盤科目			
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語……………8単位以上	計72単位以上	}	}
		第2外国語……………4単位以上			
	保健体育科目……………4単位				
	単位互換科目				総計124単位以上
(2)専門教育科目	必修科目……………4単位	40単位以上	68単位以上	}	}
	選択必修科目……………14単位以上				
	自コース科目※1				
	他コース科目※2				
	選択科目				
(3)自由履修単位	共通教育科目				
	専門教育科目……………計24単位以上				
	関連教育科目				
	※1 各自が所属するコースの「コース科目」				※イメージ図
	※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」				

- (注) 1. 経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和4年度入学生（JB22台）法学部 経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲倫理学A	2	哲倫理学B	2	論理科学A	2	論理科学B	2
		日西史A	2	日西史B	2	東日西文A	2	東日西文B	2
	アジアの地理学A	2	アジアの文化学A	2	本洋文A	2	本洋文B	2	
	西アジアの地理学A	2	西アジアの文化学A	2	本洋文A	2	本洋文B	2	
	西アジアの地理学A	2	西アジアの文化学A	2	本洋文A	2	本洋文B	2	
社会科学	法経社会学A	2	法経社会学B	2	政商教育学A	2	政商教育学B	2	
	社会教育の原理・課程論A	2	社会教育の原理・課程論B	2	政商教育地文A	2	政商教育地文B	2	
自然科学	数学入門A	2	基礎数学A	2	統計入門A	2	物理科学入門A	2	
	新しい世界の地理学A	2	自然界と物質の化学A	2	生活と環境の化学A	2	地球科学入門A	2	
総合系科目	地球環境	2	自然地理学(第3年次配当)	2	国際化と日本	2	[科学・技術・情報と社会]	2	
学修基盤科目	[データサイエンス・AI入門]	2	[生命・健康と医療]	2					
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
	第2	ドイ ツ 語Ⅰ A	2	ドイ ツ 語Ⅱ A	2				
保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ演習Ⅱ	1					
	単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
必修科目	民法入門	2	債権総論	2	民法特講Ⅱ	4			
	憲法	2	債権総論	2	民法特講Ⅲ	4			
選択必修科目	憲法判例入門	2	債権総論	2	民法特講Ⅲa	4			
	企業法入門ゼミ	2	債権総論	2	民法特講Ⅲb	4			
企業法コース	法学部入門ゼミ	2	債権総論	2	民法特講Ⅲc	4			
	パワーアップゼミ	2	債権総論	2	民法特講Ⅲd	4			
国際コース	国際コミュニケーション・法政事情Ⅰ	2	債権総論	2	民法特講Ⅲe	4			
	国際コミュニケーション・法政事情Ⅱ	2	債権総論	2	民法特講Ⅲf	4			
選択科目	国際コミュニケーション海外研修	2	債権総論	2	民法特講Ⅲg	4			
	政治学入門	2	債権総論	2	民法特講Ⅲh	4			
国際コース	世界外交史	2	債権総論	2	民法特講Ⅲi	4			
	アメリカ法セミナーⅠ	2	債権総論	2	民法特講Ⅲj	4			
選択科目	政治学入門	2	債権総論	2	民法特講Ⅲk	4			
	世界外交史	2	債権総論	2	民法特講Ⅲl	4			
関連教育科目	他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

令和3年度入学生（JB21台）法学部 経営法学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4単位以上	計12単位以上
		社会科学…………… 4単位以上	
		自然科学…………… 4単位以上	
		総合系列科目	
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8単位以上	計72単位以上
		第2外国語…………… 4単位以上	
	保健体育科目…………… 4単位		総計124単位以上
	単位互換科目		
(2)専門教育科目	必修科目…………… 4単位	40単位以上	計72単位以上
	選択必修科目…………… 14単位以上		
	自コース科目※1	68単位以上	
	他コース科目※2		
	選択科目		
(3)自由履修単位	共通教育科目		計24単位以上
	専門教育科目		
	関連教育科目		
		※1 各自が所属するコースの「コース科目」	
		※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」	

- (注) 1. 経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和3年度入学生（JB21台）法学部 経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次								
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	
共通教育科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理学A	2	論理学B	2	
		倫理史A	2	倫理史B	2	宗東日西文A	2	宗東日西文B	2	
	日西アジヤの地理学A	2	日西アジヤの文化学A	2	本洋文A	2	本洋文教	2		
	西アジヤの地理学B	2	西アジヤの文化学B	2	本洋文B	2	本洋文教	2		
社会科学	法経社会学A	2	法経社会学B	2	政商教育学A	2	政商教育学B	2		
	社会教育の原理・課程論	2	社会心理学	2	政商教育地文	2	政商教育地文	2		
自然科学	数学入門	2	基礎数学	2	統計入門	2	物理科学入門	2		
	新しい世界の自然	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	地球科学入門	2		
総合系列科目	地球環境	2	自然地理学(第3年次配当)	2	マクロの生物学	2	自然地理学	2		
		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1			
	第2	ドイ ツ 語Ⅰ A	2	ドイ ツ 語Ⅱ A	2					
保健体育科目		※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2					
		※生涯スポーツ演習Ⅱ	1							
	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目									
	必修科目	民法入門	2			民法特講Ⅱ	4			
	選択必修科目	憲法Ⅰ	2	債権法Ⅰ	2	民法特講Ⅲ	4			
		憲法Ⅱ	2	債権法Ⅱ	2	〔演習Ⅱa〕	4			
		裁判制度概論	2	債権法Ⅲ	2	演習Ⅱb	4			
		企業法入門	2	会社法Ⅰ	2	企業法務特別演習	4			
		法学部入門ゼミ	4	会社法Ⅱ	2					
		パワーアップゼミ	4	企業法総論	2					
専門教育科目	企業法コース	国際コミュニケーション・法政事情Ⅰ	4	企業法特講Ⅰ	4	演習Ⅲ	4			
		国際コミュニケーション・法政事情Ⅱ	4	企業法特講Ⅱ	4	債権法Ⅲ	2	商業登記法	2	
		国際コミュニケーション海外研修	2	債権法Ⅳ	2	民法特講Ⅳ	2	民事執行・保全法	2	
				債権法Ⅴ	2	民法特講Ⅴ	2	倒産法	2	
				債権法Ⅵ	2	民法特講Ⅵ	2	税法Ⅰ	2	
				債権法Ⅶ	2	民法特講Ⅶ	2	税法Ⅱ	2	
	国際コース	行動権	4	行政法Ⅰ	4	債権法Ⅷ	2	税法Ⅲ	2	
		民族法	2	行政法Ⅱ	2	債権法Ⅷ	2	環境法	2	
		労働法	4	行政法Ⅲ	2	債権法Ⅷ	2	環境法	2	
		ベンチャー起業と法	2	行政法Ⅳ	2	債権法Ⅷ	2	環境法	2	
		消費者法	2	行政法Ⅴ	2	債権法Ⅷ	2	環境法	2	
		〔海外法政事情Ⅰ〕	2	行政法Ⅵ	2	債権法Ⅷ	2	環境法	2	
		〔海外法政事情Ⅱ〕	2	行政法Ⅶ	2	債権法Ⅷ	2	環境法	2	
		〔海外法政研修〕	2	行政法Ⅷ	2	債権法Ⅷ	2	環境法	2	
選択科目	政治学入門	2	刑罰法Ⅰ	4	債権法Ⅷ	2	債権法Ⅷ	2		
	世界外交史Ⅰ	4	刑罰法Ⅱ	4	債権法Ⅷ	2	債権法Ⅷ	2		
			刑罰法Ⅲ	4	債権法Ⅷ	2	債権法Ⅷ	2		
			刑罰法Ⅳ	4	債権法Ⅷ	2	債権法Ⅷ	2		
			刑罰法Ⅴ	4	債権法Ⅷ	2	債権法Ⅷ	2		
			刑罰法Ⅵ	4	債権法Ⅷ	2	債権法Ⅷ	2		
			刑罰法Ⅶ	4	債権法Ⅷ	2	債権法Ⅷ	2		
			刑罰法Ⅷ	4	債権法Ⅷ	2	債権法Ⅷ	2		
			刑罰法Ⅷ	4	債権法Ⅷ	2	債権法Ⅷ	2		
			刑罰法Ⅷ	4	債権法Ⅷ	2	債権法Ⅷ	2		
関連教育科目	他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目									

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

令和2年度入学生（JB20台）法学部 経営法学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4単位以上	計12単位以上
		社会科学…………… 4単位以上	
		自然科学…………… 4単位以上	
		総合系列科目	
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8単位以上	計72単位以上
		第2外国語…………… 4単位以上	
	保健体育科目…………… 4単位		総計124単位以上
	単位互換科目		
(2)専門教育科目	必修科目…………… 4単位	40単位以上	計72単位以上
	選択必修科目…………… 14単位以上		
	自コース科目※1	68単位以上	
	他コース科目※2		
	選択科目		
(3)自由履修単位	共通教育科目		計24単位以上
	専門教育科目		
	関連教育科目		
		※1 各自が所属するコースの「コース科目」	
		※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」	

- (注) 1. 経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和2年度入学生（JB20台）法学部 経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理学A	2	論理学B	2
		日本文学A	2	日本文学B	2	東洋文学A	2	東洋文学B	2
	西洋史A	2	西洋史B	2	東洋史A	2	東洋史B	2	
	アジアの地理学A	2	アジアの文学A	2	本洋文芸	2	本洋文教	2	
社会科学	法経社教育の原理	2	法経社地心	2	政商教地文	2	政商教地文誌	2	
	経済学A	2	社会学A	2	政治学A	2	政治学B	2	
自然科学	数理学入門	2	基礎数学	2	統計入門	2	物理科学入門	2	
	新しい世界の自然	2	自然界と物質の科学	2	生活と環境の科学	2	地球科学入門	2	
総合系科目	地球環境	2	自然地理学(第3年次配当)	2	マクロの生物学	2	自然	2	
		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
	第2	ドイツ語ⅠA	2	ドイツ語ⅡA	2				
保健体育科目		※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2				
	単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
専門教育科目	必修科目	民法入門	2			民法特講Ⅱ	4		
	選択必修科目	憲法Ⅰ	2	債権法Ⅰ	2	民法特講Ⅲa	4		
専門教育科目	企業法コース			民法特講Ⅲb	4	民法特講Ⅲ	4		
	国際コース			民法特講Ⅲc	4	民法特講Ⅲ	4		
専門教育科目	選択科目			民法特講Ⅲd	4	民法特講Ⅲ	4		
				民法特講Ⅲe	4	民法特講Ⅲ	4		
関連教育科目		他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成31年度入学生（JB19台）法学部 経営法学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計12単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上	
		自然科学…………… 4 単位以上	
		総合系列科目	
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	計72単位以上
		第2外国語…………… 4 単位以上	
	保健体育科目…………… 4 単位		総計124単位以上
	単位互換科目		
(2)専門教育科目	必修科目…………… 4 単位	40単位以上	計72単位以上
	選択必修科目…………… 14単位以上		
	自コース科目※1	68単位以上	
	他コース科目※2		
	選択科目		
(3)自由履修単位	共通教育科目		計24単位以上
	専門教育科目		
	関連教育科目		
		※1 各自が所属するコースの「コース科目」	
		※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」	

- (注) 1. 経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

平成31年度入学生 (JB19台) 法学部 経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲倫理学A	2	哲倫理学B	2	論理科学A	2	論理科学B	2
		日西史A	2	日西史B	2	東日西文A	2	東日西文B	2
	アジアの地理学A	2	アジアの文化学A	2	本洋文芸A	2	本洋文芸B	2	
	西アジアの地理学A	2	西アジアの文化学A	2	本洋文芸B	2	本洋文芸C	2	
社会科学	法経社会学A	2	法経社会学B	2	政商教育学A	2	政商教育学B	2	
	社会教育の原理・課程論A	2	社会心理学A	2	政商教育学C	2	政商教育学D	2	
自然科学	数学入門A	2	基礎数学B	2	統計入門A	2	文化人類学A	2	
	物理の世界A	2	自然界と物質の化学A	2	統計入門B	2	文化人類学B	2	
総合系科目	新しい地球環境A	2	ミクロの生物科学A	2	生活と環境の化学A	2	地球科学入門A	2	
	地球環境B	2	自然地理学(第3年次配当)	2	マクロの生物科学A	2	地球科学入門B	2	
		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
	第2	※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターメディア・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
保健体育科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	1	※インターメディア・イングリッシュⅢ	1				
	第2	※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	1	※インターメディア・イングリッシュⅣ	1				
		単位互換科目 他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
必修科目	民法入門	2	債権各論	4	民法特講Ⅱ	4			
	憲法	2	債権総論	4	民法特講Ⅲ	4			
選択必修科目	憲法裁判制度概論	2	債権総論Ⅱ	4	民法特講Ⅳ	4			
	企業実務と法	2	債権総論Ⅲ	4	民法特講Ⅴ	4			
専門教育科目	法学部入門ゼミ	4	債権総論Ⅳ	4	民法特講Ⅵ	4			
	パワーアップゼミ	4	債権総論Ⅴ	4	民法特講Ⅶ	4			
コース	ビジネス・マネージメント	4	債権総論Ⅵ	4	民法特講Ⅷ	4			
	インターナショナルスタディ	4	債権総論Ⅶ	4	民法特講Ⅷa	4			
選択科目	政治学入門	2	債権総論Ⅷ	4	民法特講Ⅷb	4			
	世界外交史	4	債権総論Ⅸ	4	民法特講Ⅷc	4			
		他大学の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成30年度入学生（JB18台）法学部 経営法学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計12単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上	
		自然科学…………… 4 単位以上	
		総合系列科目	
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	計72単位以上
		第2外国語…………… 4 単位以上	
	保健体育科目…………… 4 単位		総計124単位以上
	単位互換科目		
(2)専門教育科目	必修科目…………… 4 単位	40単位以上	計72単位以上
	選択必修科目…………… 14単位以上		
	自コース科目※1	68単位以上	
	他コース科目※2		
	選択科目		
(3)自由履修単位	共通教育科目		計24単位以上
	専門教育科目		
	関連教育科目		
		※1 各自が所属するコースの「コース科目」	
		※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」	

- (注) 1. 経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

平成30年度入学生 (JB18台) 法学部 経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目	
共通教育科目	人文科学	哲倫理学A	2	哲倫理学B	2	論宗理学A	2	論宗理学B	2
		日東史A	2	日東史B	2	日本通論A	2	日本通論B	2
	中国史A	2	中国史B	2	日西通論A	2	日西通論B	2	
	外国史A	2	外国史B	2	日西本洋文A	2	日西本洋文B	2	
社会科学	法政治学A	2	法政治学B	2	政治学A	2	政治学B	2	
	法政治学概論A	2	法政治学概論B	2	政治学概論A	2	政治学概論B	2	
自然科学	数学入門A	2	基礎数学B	2	統計入門A	2	物理科学入門A	2	
	世界の地理A	2	自然界と物質の化学B	2	生活と環境の化学B	2	物理科学入門B	2	
総合系科目	自然地理学	2	自然地理学(第3年次配当)	2	マクロの生物学	2	自然地理学	2	
		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
	第2	ドイ ツ 語Ⅰ A	2	ドイ ツ 語Ⅱ A	2				
保健体育科目	単位互換科目	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
	必修科目	民法入門	2	債権各論	4	民法特講Ⅱ	4		
専門教育科目	選択必修科目	憲法Ⅰ	2	債権各論	4	民法特講Ⅲ	4		
	コース	ビジネス・マネジメント		行政法Ⅰ	4	民法特講Ⅳ	4		
専攻科目	コース	インターナショナルスタディ		親族法	4	民法特講Ⅴ	4		
	選択科目	政治学入門	2	民法特講Ⅵ	4	民法特講Ⅵa	4		
関連教育科目	関連教育科目	他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成29年度入学生（JB17台）法学部 経営法学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計12単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上	
		自然科学…………… 4 単位以上	
		総合系列科目	
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	計72単位以上
		第2外国語…………… 4 単位以上	
	保健体育科目…………… 4 単位		総計124単位以上
	単位互換科目		
(2)専門教育科目	必修科目…………… 4 単位	40単位以上	計72単位以上
	選択必修科目…………… 14単位以上		
	自コース科目※1	68単位以上	
	他コース科目※2		
	選択科目		
(3)自由履修単位	共通教育科目		計24単位以上
	専門教育科目		
	関連教育科目		
		※1 各自が所属するコースの「コース科目」	
		※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」	

- (注) 1. 経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

平成29年度入学生 (JB17台) 法学部 経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論宗理A	2	論宗理B	2
		倫理学A	2	倫理学B	2	教史通A	2	教史通B	2
	日本史A	2	日本史B	2	日西通A	2	日西通B	2	
	東洋史A	2	東洋史B	2	日西文A	2	日西文B	2	
社会科学	政治学A	2	政治学B	2	政治学A	2	政治学B	2	
	社会学A	2	社会学B	2	社会学A	2	社会学B	2	
自然科学	数理学A	2	数理学B	2	文化人類学A	2	文化人類学B	2	
	物理学A	2	物理学B	2	化学A	2	化学B	2	
総合系科目	地球環境	2	生命・健康と医療	2	国際化と日本	2	〔科学・技術・情報と社会〕	2	
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
	第2	〔ドイツ語ⅠA〕	2	〔ドイツ語ⅡA〕	2				
保健体育科目		※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2				
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								
専門教育科目	必修科目	民法入門	2						
		憲法	2						
	選択必修科目	債権各論	4	民法特講Ⅱ	4				
		商法	4	民法特講Ⅲ	4				
		労働法	4	〔演習Ⅱa〕	4				
		消費者法	2	演習Ⅱb	4				
		国際私法	4	企業法務特別演習	4				
		国際公法	4						
	コース	ビジネス・マネジメント		行政法Ⅰ	4	〔債権総論〕	4	演習Ⅲ	4
		インターナショナルスタディ		親族法	4	民事訴訟法	4	商業登記法	2
			労働法	4	企業取引法	2	民事執行法	2	
			消費法	2	商事金融法	2	倒産法	2	
選択科目	政治学入門	2	国際法総論	4	国際私法各論	4	西洋法制史	4	
	世界外交	4	国際公法	4	国際私法各論	4	インターナショナル	2	
	アメリカ法セミナーⅠ	4	国際私法	2	国際私法各論	2			
			国際私法	2	国際私法各論	2			
			国際私法	2	国際私法各論	2			
			国際私法	2	国際私法各論	2			
			国際私法	2	国際私法各論	2			
			国際私法	2	国際私法各論	2			
			国際私法	2	国際私法各論	2			
			国際私法	2	国際私法各論	2			
関連教育科目									

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

令和6年度入学生(24台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
 - 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
 - (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
 - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
 - 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次49単位、第4年次38単位、第5年次37単位、第6年次29単位を超えてはならない。
 - 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
 - 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。
- 第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、原級の年次において修得した専門教育科目は無効とし、再度、原級の年次に配当している専門教育科目の全てを履修し、合格点の成績評価を得なければならない。
- 第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。
- 2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。
- 第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。
- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語ⅠA及びドイツ語ⅠBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語ⅠA及びフランス語ⅠBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。
- 2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科及び東アジア地域言語学科の学生は、多言語強化プログラムを履修することができる。
 - 3 多言語強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。多言語強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。
- 2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。
 - 3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

- 2 商学部及び商学部第二部のクリエイティブ・マネジメント・プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 4 商学部第二部の地域ビジネスデザインプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
 - (2) 物理科学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上
 - (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上
 - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
- (2) 物理科学科の学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理科学研究の2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (3) 化学科の学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験・実習科目から18単位以上及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目から6単位以上、自然科学から6単位以上、計12単位以上、必修の外国語科目8単位、保健体育科目2単位、合計34単位以上、専門教育科目については18単位、総計52単位以上を修得しなければならない。ただし、50単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より10単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計18単位以上、専門基礎科目について必修科目の17単位、専門教育科目について必修科目の8単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の26単位、専門教育科目について必修科目の34単位、合計88単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、第3年次前期に開講する専門基礎科目について必修科目の1単位、専門教育科目について必修科目の13単位及び選択必修科目の1単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の27単位、専門教育科目について必修科目の60単位及び選択必修科目の1単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計20単位以上、専門教育科目について、1年次の必修科目1単位、1年次の選択必修科目のうち、基礎薬学から9単位以上、臨床薬学から3単位以上を含め計15単位以上、合計36単位以上を修得していなければならない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目16単位以上、2年次の必修科目5単位、2年次の選択必修科目のうち、基礎薬学から16単位以上、衛生薬学から2単位以上、医療薬学から4単位以上、臨床薬学から1単位以上を含め計27単位以上、合計48単位以上、総計74単位以

上を修得していなければならない。

- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目16単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択必修科目のうち、基礎薬学から4単位以上、衛生薬学から4単位以上、医療薬学から10単位以上、臨床薬学から3単位以上を含め計25単位以上、合計80単位以上、総計108単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目16単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目32単位以上、4年次の必修科目13単位、4年次の選択必修科目のうち、衛生薬学から2単位以上、医療薬学から8単位以上、臨床薬学から2単位以上を含め計14単位以上、合計107単位以上、総計135単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目16単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目32単位以上、4年次科目27単位以上、5年次の必修科目32単位、計139単位以上、合計167単位以上を修得していなければならない。

2 薬学部のクリニカルファーマシスト養成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第9項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

令和5年度入学生(23台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
 - 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
 - (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
 - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
 - 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
 - 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
 - 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。
- 第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、原級の年次において修得した専門教育科目は無効とし、再度、原級の年次に配当している専門教育科目の全てを履修し、合格点の成績評価を得なければならない。
- 第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。
- 2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。
- 第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。
- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語ⅠA及びドイツ語ⅠBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語ⅠA及びフランス語ⅠBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。
- 2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科及び東アジア地域言語学科の学生は、多言語強化プログラムを履修することができる。
 - 3 多言語強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。多言語強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。
- 2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。
 - 3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

- 2 商学部及び商学部第二部のクリエイティブ・マネジメント・プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 4 商学部第二部の地域ビジネスデザインプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
 - (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
 - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理科学研究の2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目16単位及び選択必修実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
 - (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験・実習科目から18単位以上及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目20単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目から6単位以上、自然科学から7単位以上、計13単位以上、必修の外国語科目8単位、保健体育科目2単位、合計35単位以上、専門教育科目については18単位、総計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より10単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計18単位以上、専門基礎科目について必修科目の17単位、専門教育科目について必修科目の8単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の26単位、専門教育科目について必修科目の34単位、合計88単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、第3年次前期に開講する専門基礎科目について必修科目の1単位、専門教育科目について必修科目の13単位及び選択必修科目の1単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の27単位、専門教育科目について必修科目の60単位及び選択必修科目の1単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計

20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

令和4年度入学生(22台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
 - 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
 - (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
 - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
 - 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
 - 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
 - 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。
- 第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、原級の年次において修得した専門教育科目は無効とし、再度、原級の年次に配当している専門教育科目の全てを履修し、合格点の成績評価を得なければならない。
- 第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。
- 2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。
- 第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。
- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A及びドイツ語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A及びフランス語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。
- 2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。
 - 3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。
- 2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。
 - 3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

- 2 商学部及び商学部第二部のクリエイティブ・マネジメント・プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 4 商学部第二部の地域ビジネスデザインプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
 - (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
 - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目16単位及び選択必修実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
 - (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験・実習科目から18単位以上及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目20単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目から6単位以上、自然科学から7単位以上、計13単位以上、必修の外国語科目8単位、保健体育科目2単位、合計35単位以上、専門教育科目については18単位、総計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より10単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計18単位以上、専門基礎科目について必修科目の17単位、専門教育科目について必修科目の8単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の26単位、専門教育科目について必修科目の34単位、合計88単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、第3年次前期に開講する専門基礎科目について必修科目の1単位、専門教育科目について必修科目の13単位及び選択必修科目の1単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の27単位、専門教育科目について必修科目の60単位及び選択必修科目の1単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計

20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

令和3年度入学生 (21台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
 - 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
 - (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
 - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
 - 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
 - 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
 - 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。
- 第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、原級の年次において修得した専門教育科目は無効とし、再度、原級の年次に配当している専門教育科目の全てを履修し、合格点の成績評価を得なければならない。
- 第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。
- 2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。
- 第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。
- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語ⅠA及びドイツ語ⅠBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語ⅠA及びフランス語ⅠBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。
- 2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。
 - 3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。
- 2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。
 - 3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

- 2 商学部及び商学部第二部のクリエイティブ・マネジメント・プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 4 商学部第二部の地域ビジネスデザインプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
 - (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
 - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
 - (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単

位及び共通教育科目の外国語科目 8 単位を含む100単位以上を修得していなければ、第 4 年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目） 8 単位及び共通教育科目の外国語科目 8 単位を含む100単位以上を修得していなければ、第 4 年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第 6 条の 6 工学部の学生は、2 年以上在学し、60 単位以上を修得していなければ、第 3 年次開講科目の登録をすることはできない。

- 2 工学部の学生は、3 年以上在学し、第 1・2 年次必修の第 1 外国語科目 6 単位、選択必修の第 2 外国語科目 4 単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第 4 年次開講科目の登録をすることはできない。

- 3 第 1 項の60単位・第 2 項の100単位に算入する総合教養科目、第 1 外国語科目、第 2 外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12 単位までとする。
(2) 第 1 項の60単位に算入するのは、第 1 外国語科目の必修科目 6 単位、第 2 外国語科目の選択必修科目 4 単位までとする。また、第 2 項の100単位に算入するのは、第 1 外国語科目の必修科目 8 単位、第 2 外国語科目の選択必修科目 4 単位までとする。
(3) 工学共通科目は、機械工学科は24 単位まで、電気工学科は20 単位まで、電子情報工学科は18 単位まで、化学システム工学科は20 単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18 単位までとする。

第 6 条の 7 医学部医学科の学生は、第 1 学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より 6 単位以上、自然科学より15 単位以上、計21 単位以上、外国語科目の第 1 外国語 8 単位、第 2 外国語 4 単位以上、計12 単位以上、保健体育科目の 2 単位、専門教育科目については18 単位、合計53 単位以上を修得しなければ、第 2 学年に進級することができない。ただし、51 単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第 2 学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第 2 学年で修得しなければならない。

- 2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は 3 年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第 1 年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より10 単位以上、自然科学より 2 単位以上、必修の外国語科目 4 単位、必修の保健体育科目 2 単位、計18 単位以上、専門基礎科目について必修科目の17 単位、専門教育科目について必修科目の 8 単位、合計43 単位以上を修得していなければ第 2 年次に進級することができない。

- (2) 第 2 年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12 単位以上、自然科学より 4 単位以上、必修の外国語科目 8 単位、選択必修の外国語科目より 2 単位以上、必修の保健体育科目 2 単位、計28 単位以上、専門基礎科目について必修科目の26 単位、専門教育科目について必修科目の34 単位、合計88 単位以上を修得していなければ第 3 年次に進級することができない。

- (3) 第 3 年次前期終了時において、第 3 年次前期に開講する専門基礎科目について必修科目の 1 単位、専門教育科目について必修科目の13 単位及び選択必修科目の 1 単位を修得していなければ、第 3 年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第 3 年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

- (4) 第 3 年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12 単位以上、自然科学より 4 単位以上、必修の外国語科目 8 単位、選択必修の外国語科目より 2 単位以上、必修の保健体育科目 2 単位、計28 単位以上、専門基礎科目について必修科目の27 単位、専門教育科目について必修科目の60 単位及び選択必修科目の 1 単位、合計116 単位以上を修得していなければ第 4 年次に進級することができない。

第 6 条の 8 薬学部の学生は、第 1 年次から第 5 年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

令和2年度入学生(20台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
 - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A 及びドイツ語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A 及びフランス語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

VI. 諸 規 程

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。
第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計

20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成31年度入学生 (19台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
 - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A 及びドイツ語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A 及びフランス語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。
第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含

め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。

- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成30年度入学生 (18台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
 - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A 及びドイツ語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A 及びフランス語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。
第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科

目 4 単位、2 年次の選択科目のうち、物理分野から 4 単位以上、化学分野から 4 単位以上、生物分野から 4 単位以上、衛生分野から 2 単位以上、薬理分野から 2 単位以上、薬剤分野から 2 単位以上を含め計 28 単位以上、合計 52 単位以上、総計 78 単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計 26 単位以上の修得をもって足りる。

- (3) 第 3 年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から 12 単位以上、必修の外国語科目 8 単位を含め計 28 単位以上、専門教育科目について、1 年次科目 20 単位以上、2 年次科目 32 単位以上、3 年次の必修科目 7 単位、3 年次の選択科目のうち、物理分野から 3 単位以上、化学分野から 1 単位以上、生物分野から 1 単位以上、衛生分野から 1 単位以上、薬理分野から 2 単位以上、薬剤分野から 4 単位以上、実務分野から 1 単位以上を含め計 19 単位以上、合計 78 単位以上、総計 106 単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計 28 単位以上の修得をもって足りる。
- (4) 第 4 年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から 12 単位以上、必修の外国語科目 8 単位を含め計 28 単位以上、専門教育科目について、1 年次科目 20 単位以上、2 年次科目 32 単位以上、3 年次科目 26 単位以上、4 年次の必修科目 12 単位、4 年次の選択科目のうち、化学分野から 1 単位以上、生物分野から 1 単位以上、薬理分野から 1 単位以上、薬剤分野から 1 単位以上、実務分野から 1 単位以上を含め計 9 単位以上、合計 99 単位以上、総計 127 単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計 28 単位以上の修得をもって足りる。
- (5) 第 5 年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から 12 単位以上、必修の外国語科目 8 単位を含め計 28 単位以上、専門教育科目について、1 年次科目 20 単位以上、2 年次科目 32 単位以上、3 年次科目 26 単位以上、4 年次科目 21 単位以上、5 年次の必修科目 32 単位、計 131 単位以上、合計 159 単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計 28 単位以上の修得をもって足りる。

第 7 条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第 8 条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第 9 条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2 科目かつ 8 単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第 3 章 受 講

第 10 条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第 11 条 講義は、その開講期間によって、次の 5 種類とする。

- (1) 通年講義（1 年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第 12 条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が 10 人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第 13 条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第 14 条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員

は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成29年度入学生 (17台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A及びドイツ語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A及びフランス語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この条において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目11単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
- (2) 物理数学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
- (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
- (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目25単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
- (2) 物理数学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。

(3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、

3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

(4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

(5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

(1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合

(2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成28年度入学生 (16台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。

ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。
- 第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。
- 第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定に関わらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。
- 2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。ただし、上位年次への進級又は卒業に関わるときは、教授会の承認を経て4単位までの登録を認めることがある。
- 第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、2年以上在学し、次の各号に定める授業科目の単位を修得していなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。
- (1) ドイツ語学科の学生は、ドイツ語ⅠA及びドイツ語ⅠBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (2) フランス語学科の学生は、フランス語ⅠA及びフランス語ⅠBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- 第6条の2 法学部法律学科の学生は、法律特修プログラムを履修することができる。
- 2 法律特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。法律特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。
- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この条において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

VI. 諸 規 程

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目11単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
 - (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
 - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目25単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
 - (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
 - (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- 第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。
- 2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。
- 3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。
- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。
 - (2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。
 - (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。
- 第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。

この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。

(3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

(4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。

ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ、教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合。
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く）について、登録の変更、追加、削除をする場合。

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は、年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取止めることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。